

業務委託仕様書

1 委託事業の名称

インバウンド対応力向上に向けた事業者支援事業

2 委託期間

契約締結日より令和9年2月19日（金）まで

3 委託事業の目的

インバウンド（訪日外国人観光客）需要の拡大に対応すべく、市内観光関連事業者の対応力を強化し、事業者の販売機会の拡大及び拡充、インバウンドの予約対応や滞在中の満足度の向上のため、市内観光関連事業者を対象に人材育成等を含む受入環境整備、集客及びコンテンツ販売促進に向けた支援を行う。

特に、インバウンドの観光消費額の増加や滞在時間の延長に向けて、土産店や飲食店等の店舗を支援し、地域全体の魅力向上及びインバウンド受け入れの機運醸成を狙う。

4 委託事業遂行上の基本的事項

第3項の目的を十分理解したうえで受託者の有する知見、ノウハウ等を十分生かすよう努めること。

5 委託事業内容

本事業では台湾、香港、タイ、欧米等から、支援の目的及び内容に適したターゲット市場を2か国以上設定するものとし、以下を実施すること。

(1) 支援に向けた実態調査及び課題の洗い出し

仙台市内全域（主に仙台市中心部）における土産店や飲食店（以下、総称して「店舗」という。）を抽出のうえ、インバウンドに関する実態調査を20件以上実施し、現状の把握及び課題の洗い出しを行う。

※実態調査においては、アンケートやヒアリング等の最も効果的と考えられる手法を提案し、業態・エリア・選定理由等も明記すること。

※ドラッグストアや総合ディスカウントストア等の業態は対象外とする。

(2) 支援対象店舗の選定

地域全体のインバウンド対応力の底上げに向けたモデルケースの確立を見据え、上記(1)において調査した店舗の中から、支援対象事業者として2事業者以上かつ2店舗以上選定（以下「支援対象店舗」という。）及び提案すること。なお、提案においては、選定した業態・エリア・選定理由等を明記すること。

※支援対象店舗については、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）と協議のうえ決定する。

（３）支援対象店舗への支援の実施

上記（２）にて選定した支援対象店舗のインバウンド対応の状況に応じて、FIT（個人旅行者）及び団体ツアー形態を含むインバウンド対応力の向上を目的とした受入環境整備を1店舗あたり2件以上実施すること。支援内容の一例としては、商品説明や価格表示の多言語化支援、レジや商品周りのポップ等の整備、外国人接客に向けたツールの作成や印刷、並びにツールを活用した人材育成支援、専門家や有識者による改善提案等の受入環境における課題改善を想定する。

※資料や制作物等の作成は委託に含むものとし、内容については協会と協議のうえ決定する。なお、継続的に使用するために著作権及び印刷用データ等の中間生成物を含む著作権は協会に帰属するものとし、Word、Excel、PowerPoint等の協会及び支援対象店舗が編集しやすいデータで納品すること。

※支援策の検討にあたっては、支援対象店舗のニーズや地域のリソースを把握し、自走化に向けた適切な支援となるよう努めること。

（４）統一ステッカー等の制作及び掲示

・上記（１）の実態調査及び（３）の支援対象店舗への支援の結果を踏まえ、視覚的に入りやすい店舗づくりのため、実態調査を行った店舗から20店舗以上（支援対象店舗を含む）において統一ステッカー等を制作し、店舗に配布及び設置すること。

※統一ステッカー等の制作については（３）において実施した支援内容や制作物等を基に、他店舗でも活用可能な形態で展開するものとする。

※実態調査の結果を踏まえ、必要に応じてステッカー以外の形態の制作物も提案可能とする。ステッカー以外の制作物を作成する場合は委託限度額内で実施するものとする。

※ステッカー等掲示対象店舗については、協会と協議のうえ決定するものとする。なお、企画提案時においては、想定する店舗の業態・エリア・選定理由等を明記すること。

・導入にあたっては、該当店舗へ趣旨の説明及び活用方法の説明等を実施するとともに、必要に応じて説明会又はセミナー等を開催すること。

（５）事業の効果検証

上記（３）及び（４）にて支援を実施した支援対象店舗及び他店舗から各1店舗以上、インバウンドまたは在仙外国人の活用やアンケート等により効果検証を図り、支援前後の効果や課題の洗い出しを行う。

※効果検証においては、最も効果的と考えられる手法を提案すること。

(6) 集客及びコンテンツ販売促進に向けた支援

仙台市のインバウンド向け Web サイト「Discover SENDAI」や SNS と連携した情報発信やオンライン誘導、Google ビジネスプロフィールやマイマップの整備等、最もふさわしい支援策を選定のうえ、それらの運用の自走に向けた支援を2件以上行う。

※支援では、インバウンドに適した旅マエや旅ナカを意識した手法を提案すること。

※Web サイトや SNS、Google ビジネスプロフィールやマイマップ等への翻訳費用は事業費に含めるものとし、掲載完了まで支援すること。

(7) 支援内容に係る報告

・支援内容の状況について、本業務の履行期間内は1か月ごとに書面での提出及び協会が指定する場所にて打ち合わせを行い、速やかに議事録を提出すること。

・支援終了後、協会が指定する場所にて報告会を実施すること。

(8) 業務全体に係る提案

その他、本事業の目的に合致し実現のために効果的と認められる業務、または必要となる取組がある場合は提案を行い、協会及び受託者が協議のうえ定める。

6 指標

実施内容または支援内容	KPI
	アウトプット
(1) 支援に向けた実態調査及び課題の洗い出し	仙台市内（主に仙台中心部）20件以上
(2) 支援対象店舗の選定数	2事業者以上かつ2店舗以上
(3) 支援対象店舗への受入環境整備の支援数	1店舗あたり2件以上
(4) 統一ステッカー等掲示実施店舗の選定数	20店舗以上
(5) 事業の効果検証における店舗数	支援対象店舗及び統一ステッカー等協力店舗から各1店舗以上
(6) 集客及びコンテンツ販売促進に向けた支援数	2件以上

7 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

8 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及び印刷用データ等の中間生成物

を含む著作権、その他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

- ・業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・受託者は、協会に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 契約に関する条件

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できることとし、基本的には第三者委託を禁止とする。再委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (4) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (5) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (6) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書（電子媒体及び紙媒体で各1部）を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。